

ごみを減らしましょう!! ~資源とごみのカレンダー~

広報かさまつ3月号の配布に併せて、『資源とごみのカレンダー』を配布しました。
お手元に届いていない場合は役場2階環境経済課、松枝公民館、総合会館で配布しています。

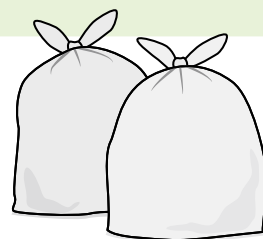
~正しく分別しましょう~

家庭系燃えるごみ

- ◆家庭から出る長さが30センチ以下、厚さ3センチ以下の燃えるごみ
(例)生ごみ、紙くず、落ち葉、雑草、小さなプラスチックなど

減量化・資源化のポイント!

- 水切りをしましょう!
- ダンボールコンポストなどの生ごみ堆肥化に取り組みましょう!
- ペットボトルやプラスチック製容器包装などの資源ごみは必ず分別しましょう!



燃える大型ごみ

- ◆家庭から出る長さが30センチ超、厚さ3センチ超の燃えるごみ
(例)布団、布製マットレス、じゅうたん、木製家具、プラスチック製家具、太い枝、ホース、バケツなどの大きめのプラスチック製品など



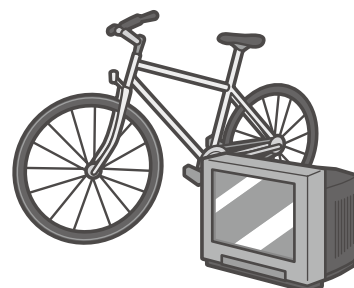
金物・ガレキ

- ◆金属、ガラス、陶器、電化製品などの燃えないごみ
(例)ビデオデッキ、プリンター、自転車、フライパン、傘、茶碗、なべ、スプリングマットなど

※「燃える大型ごみ」と「金物ガレキ」の複合的なもの(例えば折りたたみ机など)は、基本的に見た目の面積の大きい方に出してください。詳しくは『資源とごみのハンドブック』をご確認ください。

減量化・資源化のポイント!

- 不要となった携帯電話やゲーム機などの使用済小型家電は役場1階ロビーの回収ボックスをご利用ください。
- 廃棄するときのことを考えて、できるだけ家庭にごみになるようなものを持ち込まない、物を大切に使う、使い捨て商品の使用を減らすなど、極力ごみを作らない生活をします。
- 修理システムのある商品など、長期間使用できる商品を選び、使用頻度や期間の短い商品などは、リースやレンタル店を利用します。



ルール違反のごみはイエローカードを貼付し、ごみステーションに残しますので、出した人が持ち帰ってください。

◆監視カメラの貸出を行っています

不法投棄の抑制のため、監視カメラの貸出を行っています。町内会を通じて環境経済課までお申込みください。

- 貸出期間 1か月単位を基本とします
- 設置場所 ごみステーションなど

※不法投棄の頻度などに応じて、貸出スケジュールを決定させていただきます。

【問 合 先】環境経済課 ☎388-1114